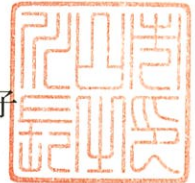


川長寿発第218号
令和8年8月27日

川口市監査委員	西	原	信一郎	様
同	金	井	洋	様
同	関		由紀夫	様
同	飯	塚	孝行	様

川口市長 岡村 ゆり子



財政援助団体等監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和8年3月30日執行の財政援助団体等監査について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

事業の執行状況について（社会福祉法人 川口市社会福祉事業団）

管理物件の管理運営において、月末の事業報告が、仕様書に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底された

い。

講じた措置の内容

施設ごとに事業報告書の様式を定め、令和8年8月から月の事業報告を翌月10日までに川口市長あてに提出するよう改善しました。

今後も適正な事務の執行及び管理を行って参ります。